

## 令和5年度森町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）等の調達の推進を図ることを目的として方針を定める。

### 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達法で使用する用語の例による。

### 3 方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、森町の全ての組織に適用する。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、登録届出書（別紙）により登録された物品等の調達が可能な障害者就労施設等とする。

#### (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター

#### (2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ア 障がい者雇用促進法の特例子会社
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
- （※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障がい者の雇用者数が5人以上
- ②障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

#### (3) 在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達する物品等及び目標

本町が調達する物品等は、契約によって調達する物品および役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

また、これらの物品等について障害者就労施設等から調達できない場合は、物品等調達の推進に努め調達の拡大を図り、前年度実績以上の調達を行うことを目標とする。

## 6 物品等調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を保健福祉課において収集し、本町各部署に物品購入、役務提供等についての情報を提供し、これらの情報を基に各部署にて優先調達の可能性を十分検討のうえ、障がい者就労支援施設等からの物品等調達の推進を図るものとする。
- (2) 本町各部署においては、障害者優先調達法の趣旨を理解し、物品等の調達に際し障害者就労施設等からの物品等調達に努めるものとする。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町のホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、町のホームページ等により公表する。

